

那賀地域医療ネットワーク 会則

(目的及び名称)

第1条 那賀医療圏における基幹病院としての公立那賀病院と、地域の医療機関が相互に協力して、地域住民が必要とする医療を適切に提供するため、お互いの機能分担と連携をより緊密にし、地域医療の充実・発展を図ることを目的とし、名称を『那賀地域医療ネットワーク』(以下「ネットワーク」という)と称する。

(運営)

第2条 ネットワークの運営は、病院の地域連携室運営委員会(以下「委員会」という)が行なう。

(入会)

第3条 入会は、次の方法によるものとする。

第1条の目的に賛同し、ネットワークに入会を希望する医師は、入会申請書(様式1号)に必要事項を記入し、病院長に提出する。

- 2) 病院長は、入会を認めた会員に会員証を発行する。
- 3) 会員の有効期間は、5年間とする。但し、有効期間終了時に退会の意思表示がない場合には、自動的に更新される。
- 4) 退会は、本人の申し出による。

(会員の特典)

第4条 会員は、診療科医長又は主治医の了解のもとに、自身の紹介した患者に面接し、診療上必要と思われる事項について情報を得ることができる。

- 2) 会員は、診療科医長又は主治医の了解のもとに、病院で実施している諸検査や診療について見学することができる。

3) 会員は、病院で開催する講演会、院内集談会、症例検討会などの集会に参加することができる。

4) 会員は、病院の図書室で図書の閲覧、文献のコピーをすることができる。

但し、コピー費用の負担は、病院職員と同等とする。

5) 会員の年会費は、無料とする。

(遵守事項)

第5条 会員は、病院内では会員証を名札として着用し、病院の諸規程を遵守するものとする。

2) 会員は、診療について病院職員に対し、直接指示することはできないものとする。

(その他)

第6条 会員と病院の間で何らかの問題が生じた場合、当該会員と委員会で協議し、問題を処理するものとする。

2) 病院長は、会員としてふさわしくないと認めたときには、委員会に諮り会員の登録を取り消すことができる。

3) 本会則に定めのない事項については、委員会において協議するものとする。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局は、公立那賀病院地域連携室に置く。

(運用細則)

第8条 ネットワークの運用細則は、別に定めるものとする。

附則 この会則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

那賀地域医療ネットワーク 運用細則

(入会手続)

第1条 入会希望する医師は、入会申込書(様式1号)に必要事項を記入し、写真(縦3.5cm×横3.0cm)2枚を添え、地域医療室に提出する

2) 有効期間については、有効期間終了年の年度末までとする。

3) 入会費は、無料とする。

(会員からの患者紹介)

第2条 会員は、紹介状に会員であることを示す押印をする。

2) 紹介患者は、病院受付に会員紹介状を提出する。

3) 時間外診療に関しては、救急外来受付に提出する。なお、この時は、会員はできるだけ当直医に電話等で予め連絡する。

4) 往診先などで紹介状が作成できない場合は、後日送付する。

(紹介を受けた病院の対応)

第3条 紹介状に対する返事は必ず書くこととする。又、病院での診療が長期にわたる場合は、症状経過を報告するように努める。

2) 紹介された患者は、病院における必要な治療が終わり次第、紹介元へ転医させることを原則とする。

(会員の病院訪問)

第4条 患者訪問あるいは診察、主治医等との意見交換などについては、予め関係者に対して連絡を必要とし、その連絡窓口は、日時調整なども含めて地域連携室が担当する。

2) 会員が来院した際には、地域連携室において、会員訪問記録簿に記入する。

- 3) 会員の更衣、休憩、主治医との意見交換の場として、地域連携室を使用する。なお病院への立ち入りについては、「会則」第5条に従う。なお、白衣は病院が用意するが、その着用は会員の自由とする。
- 4) 会員が車で来院する場合は、駐車券を地域連携室に呈示することにより、無料で利用できるものとする。
- 5) 来院時間は、原則として病院の診療日の午後1時から午後5時15分とするが、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(会員の院内集会への参加)

第5条 院内における講演会・症例検討会等の開催については、地域連携室から会員に直接案内する。

- 2) 各種行事の問い合わせの窓口は、地域連携室が担当する。

電話番号;(0736)78-3892(直通)

FAX番号;(0736)78-3373(直通)

附則;この運用細則は、平成14年4月1日から実施する。